



参 与	<p>議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について</p> <p>大仙農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので、意見を求める</p> <p>令和2年7月8日提出</p> <p>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦</p>
議 長	<p>本案について、農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	

おはようございます。

日頃より、農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様には大変お世話になってございます。

今回、ご説明に当たりましては、いつもより多く職員を伺わせていただきました。説明に入ります前に、まず職員のほうをご紹介申し上げたいと思います。

まず、担当課でございます、農業振興課のほうからでございますが、今野主査でございます。あと、同じく安部主任でございます。

また、議案の中で、非常に市としての大きな事業でございます新企業団地ということで取り組んでおりますけれども、そちらの担当課でございます経済産業部企業商工課から加藤参事でございます。同じく大山主任でございます。

そして、私、農業振興課の渡辺と申します。どうかよろしく願いいたします。

先ほど会長のほうからも冒頭にごございましたけれども、今、非常に豪雨ということで、九州より木曾川、岐阜、長野と非常に線状降水帯ということで、どの地域においても29年には7月の末にかなり大きな豪雨の災害ありましたけれども、本当に状況を見ますと、非常に大変だというのが本当に身にしみているところでございます。

また、コロナ対策の関係では、今、市としてもいろいろな関連で影響があった、幾らかでも支援という方向で動いておりますけれども、農業の関係にまいりますと、今、いろいろ国のほうで2次補正ということで通りましたけれども、例えば高収益作物を次期作支援という事業をいよいよ、今また動き始めました。

こちらの大きな内容というのは、2月から4月の間に野菜や花卉を出荷された方々を対象といたしまして、次期作、例えば枝豆を今度既に定植しておられていたとか、そういった、あるいは花卉、トルコキキョウ、リンドウだとか、そういう取り組みをされている方々、2月から4月に出荷したという前提で、その方々が次期作として取り組む品目、10アール当たり5万円、また時節物でまいりますと、例えばハウスとかで加温施設を設けながら次期作に向かわれる方々は、1反歩当たり80万円というような支援の内容でございますけれども、こちらまだ事業の採択、まず実施当たりの採択の関係で、実際の申請の受付等は8月からなるんですけれども、動き出します。該当になるであろう、あるいは該当になるんじゃないかという方々もいらっしゃると思いますので、お気軽にご相談いただければ、その辺対応してまいります。

また、今、ようやく経営の継続補助金ということで、これ経産省系、中小企業庁系でものづくり交付金というものがあつたんですけれども、そちらが農業のほうではなかったということで、同じ国の2次補正の中で、例えば100万円の交付、あるいはコロナの感染拡大の対策を講じた場合50万円を上乗せすると、上限150万円の補助支援というようなものも、JAさんが窓口となって今、申請の取りまとめをしております。

なかなか農業に至っては、結構、民間ベースでできるだけ早く給付を支給できるようにという方向性で動いております、非常に窓口がばらばらの状態、非常に分かりづらいという部分もございますけれども、その辺、ご相談いただければと思います。

また、市の単独の、国では持続化給付金というもので200万とか、50%以上200万というようなものがあつたんですけれども、市のほうでも、非常に額のほうは少額になるんですけれども、農業も対象として、20%から50%の減収という方々を対象に20万、複数ある場合は40万という

ような、単独でご支援申し上げておりますけれども、こちらにつきましても、期間が2月から4月という限定的な適用でしたけれども、今、期間をもっと延ばせないのかというところで検討しているところです。いずれアナウンスしながら、幾らかでもお役立ていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

非常に前置き長くなりましたけれども、今回、お時間いただきまして、大仙農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げるわけですが、変更の概要といたしましては、大曲地域大川西根地区に市が実施主体となりまして計画している新企業団地に関わる計画の変更、また大曲、中仙、太田地域の除外の通常の案件4件の事業計画の変更ということでございます。

本日は、この総会にお諮りするに当たりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員の皆様からは現地をご確認いただきありがとうございます。また、6月16日に農振の協議会の幹事会を開催しております。

また、今回の新企業団地ということで、非常に開発面積が大きいと、1ヘクタール以上の開発事業となりますので、関係機関、団体の長で構成いたします促進協議会の案件となったわけですが、時節柄、書面での協議となりましたけれども、事業の公益性、また若者をはじめとした就業機会の確保へ非常に重要な促進だと、地域の活性化に資する期待も大変、各委員の方々からは大きいというふうなご意見も頂戴しております。各委員の方からは異議なくご了承いただき、今回の総会へお諮りしたところでございます。

それでは、この後、各地域の担当より変更についてご説明申し上げますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

おはようございます。農業振興課の今野と申します。よろしくお願ひいたします。

ここからは座って説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、各地域の説明に入ります前に、全体の今回の案件、概要についてご説明させていただきたいと思ひます。

お手元の総会議案資料の第1号の1ページから3ページ目になります。それから、あわせまして、添付資料の1ページから、議案資料のほうの添付資料ということで、こちらの図面等を記載した、写真等を記載しております添付資料の1ページから9ページまでをご覧ください。

今回、令和2年度前期分の計画変更につきましては、大きく(1)、(2)の2つに分かれておりますけれども、こちらのほうは一括して説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、1つ目の(1)の大仙市の新企業団地整備事業の実施に係る農業振興地域整備計画の一部変更についての案件でございます。

こちらのほうにつきましては、農振法における所要手続、また企業団地の概要と今後の整備スケジュールについて、この後ご説明したいと思ひます。

それから、2つ目の(2)のほうですけれども、農用地利用計画の変更案件につきましては、通常の農業振興地域以外、農業地区域からの除外案件4件となります。

変更する筆数は9筆、地目はいずれも田となっております。

全体面積につきましては、〇〇〇〇〇平米となっております。

除外後の用途につきましては、一般住宅3件、それから駐車場1件でございます。

審査に当たりましては、これまで同様、計画の妥当性だとか、除外することにより農地の利用集積や用排水路などの土地改良施設に支障が出ないかなどの除外5要件に加えまして、除外手続完了後の農地転用許可の見込みも含めまして、総合的に判断させていただいたものでございます。

詳細につきましては、この後、大曲、中仙、太田地域の順で、各担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

それでは、(1)の大仙市新企業団地整備の実施に係る農業振興地域整備計画の一部変更についてご説明いたします。

お手元の資料の議案資料1ページから2ページ、同じくこちらの添付資料のほう、そして番号のほう、ナンバー1でございますけれども、1ページ、A3判の土地利用計画図をご覧ください。

今般、大仙市が事業主体として行う新企業団地の整備事業の実施に伴いまして、当該整備予定区域の一部を農業振興地域の整備に関する法律第10条4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第4項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第28号の規定に基づ







の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
足達委員。

足達委員

2番の足達です。  
先ほどの農振の一部変更につきましては、賛成の立場でちょっと発言させていただきます。  
今回、工業用団地ということで、農振上は農業従事者の雇用促進のための施設ということですので、第2期、今回の申請に当たっての地元雇用といえますか、どのぐらい見込まれているのかなということと、今回、1、2、3期まで大分、先まで見越した計画ですけれども、せっかくの優良農地ですので、企業商工課のほうでぜひ頑張ってもらって、導入できなかったというような農地を残すことのないようにぜひ頑張ってくださいと思います。

議 長

お願いします。

企業商工課

ご質問ありがとうございます。  
今回の案件とさせていただいています第1期分の用地につきましては、ただいま数社と交渉中でございます。計画といたしましては、5社程度誘致して50名程度の雇用を生みたいというふうに考えております。  
また、第2期、第3期につきましても、先ほどもお話しさせていただきましたが、第1期分が順調に企業が張りついていただければ、評判を呼んで順調に2期、3期と企業の需要も生じていくものと私たち期待しております。一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長

ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。  
本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

議 長

ここで、農業振興課並びに企業商工課の職員が退席いたします。  
(農業振興課並びに企業商工課の職員 退席)

議 長

次に、議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める





す。

車庫兼倉庫を建築するための転用です。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

理由といたしまして、申請人所有の敷地及び家屋の一部が、県道千畑大曲線の道路拡幅工事のため移転対象となりました。現在の家の近くには宅地がないため、隣接地にある農地を転用し、車庫兼倉庫を新築移転するものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地のおおむね300メートル以内に市役所仙北支所と後藤内科医院があることから、第3種農地に区分いたしました。

第3種農地は、農地法第4条第6項第1号の(1)の規定により、許可要件を満たしていると判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。  
案件1番についてお願いします。

齋藤委員

21番、齋藤です。  
事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。だんだん農業者が少なくなつて、昔は年寄りらが畑をつくっていましたが、今の方方はもうやりませんので、オーケーです。何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長

ありがとうございます。

参 与

現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める  
令和2年7月8日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与







議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 ここで、暫時休憩します。15分まで。  
  
(午前11時06分 休憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。  
  
(午前11時17分 再開)

議 長 報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する  
令和2年7月8日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与

30ページから32ページをご覧ください。  
記載の17法人からの報告がありました。  
順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。  
詳細につきましては、33ページから95ページをご覧ください。  
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 これで本日の日程は全て終了しました。  
そのほか、事務局から何かございませんか。

参 与 すみません、その他でございます。  
何件かございますので、よろしく願いいたします。

前回の総会におきまして、紛争の和解の仲介の申出について議決をいただきまして、県へ送付しておりました。その結果、県におきまして仲介がありまして、結果としましては、合意成立の見込みがないという判断が生まれて、6月29日付で仲介不成立という通知が届いておりますので、ご報告いたします。

次に、次回の総会でございますが、7月31日の午後1時半から仙北ふれあい文化センターを会場に、改選後の市長招集によります第1回の総会となります。

再任されます委員及び推進委員の皆様には、会場、時間等、お間違えのないようよろしく願いいたします。

なお、今回の総会をもちまして現在の任期内の総会は終了となります。

7月30日の任期をもちましてご退任されます委員及び推進委員の皆様には、これまで大変お世話になりました、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、心より御礼申し上げたいと存じます。

それでは、今回この任期でご退任されます委員の皆様から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、議席番号順にお願いしたいと思いますので、伊藤委員からよろしく願いします。

伊藤委員

このたび農業委員を退任させてもらうことになりました。後身には私より若い者が増えてくることになっております。

私も大曲市農協時代から大仙市農業委員として、かれこれ議員20年余りやらせていただきました。いろいろと勉強させていただきまして、農家の皆さんには役に立ったか立たないか、これちょっと分かりませんが、何せいろいろと勉強になったことは確かでございます。

この後の大仙市農業委員の皆さんから、またひとつ頑張ってもらいまして、今後、農家の皆さんのために頑張らせていただきますことをお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

石山委員

13番の石山です。

農業情勢がますます変わってくる時代です。皆様におかれましては、農地を守る番人としてこれからも頑張って、期待したいと思います。

長い間、お世話になりました。

判田委員

14番、判田です。

平成12年から20年間にわたりまして、農業委員を務めさせていただきました。

この間、事務局をはじめ、委員の皆様、そして地域の農家の皆様方のご協力によりまして、大過なく仕事ことができました。

今後は、地元に戻りまして、今までの経験を生かしながら、地域農業を守る活動を、新しくなりました委員の、そして推進委員の皆さんと協力しながら、ひとつ地域の農業を守るために頑張りたいと思います。

本当にありがとうございました。

黒川委員

19番、黒川です。

私は、6期18年、通算委員をやってきました。本当にお世話になりました。

今後、神岡では齋藤さんと鈴木さんという新しい若いすばらしい人が委員になりましたので、二人ともよろしく願いしたいと思います。

本当に大変お世話になりました。ありがとうございました。

齋藤委員

齋藤です。

私は、この間に2回選挙を経験してございました。そのたびに、農業者から点数をいただいたその在り方で、一生懸命がんばって夢を持って活動してきました。その間、皆様に本当にお世話になりました、本当にありがとうございました。

いずれ、これからは基盤整備、地域の代表になっていきますので、その分でもまた農業委員会のほうにお世話になると思います。一生懸命頑張りますので、何とぞ今後もよろしく願いします。

参 与

ありがとうございました。

推進委員の方でも退任される方、いらっしゃいますけれども、ご挨拶のほうは省略させていただきますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

それから、次に、改選後の第1回総会におきまして、専門委員の構成を決めることになっておりますが、規定では、会長が委員会に諮って決定することとなっております。したがって、会長が指名する形とはなりますが、事前に各地域で、農地、農政、それから広報の、もう一つ、年金加入推進部長のそれぞれの担当を相談の上お決めいただきまして、後ほど事務局、または各分室へ、7月17日までにお知らせいただきたいと思います。人数等、各地域ごと、それぞれ分かれておりますので、さらには西仙北地域と中仙地域は委員が奇数になっておりますので、どちらかで調整を図っていただいて、その点をちょっとご留意いただきたいと思います。

さらに、広報は、各地域から1名、それから年金は、大曲地域と中仙地域が2名とその他の地域が1名というふうな形になっております。

いずれの専門委員会でも、新たに新会長と新職務代理者が入った定数で、それを踏まえていただいてお決めいただきたいと思います。

参考までに、現在の構成と新しい委員のお名前と定数を記載しました1枚ものの資料をお配りしておりますので、ご確認の上、報告のほうをよろしく願いいたします。

私からは以上ですが、ちょっとお待ちください。

参 与

事務局、高橋ですが、私のほうから1つご説明がございます。

本日、お配りしました令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画という資料でございますが、これは1ページから順に、現状や課題等が記載されております。また、4ページ以降につきましては、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価という内容のものが記載されております。

こちらの資料につきましては、例年どおり、平成28年3月4日付、農林水産省経営局農地政策課長通知、農業委員会事務の実施状況と公表について、に基づきまして作成したものでございます。6月末には、市役所のホームページにも掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私のほうからは以上です。

議 長

農業委員、推進委員の皆さんから何かありませんか。

安部さんから発言を求められておりますので、安部さんお願いします。

安部委員

6月18日、母が急死いたしまして、皆様からお香典いただいて、ありがとうございました。忌明けが8月に入りますので、この場をお借りして皆様にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

議 長

ほかにありませんか。

議 長

本当に3年間、農業委員会、大仙市農業委員会3期目ですけれども、3年間、皆さんに本当にお世話になりまして、無理難題を押しついたりいろいろありましたけれども、40回のこの総会を終わることができました。

総会は7月31日からですけれども、これからも皆さんと協力して頑張っていければなと思います。

本当にどうもありがとうございました。

議 長

これもちまして第40回の大仙市農業委員会総会を閉会します。

どうもありがとうございました。

|

(午前11時30分 閉会)